

第6回 “木の家づくり” から林業再生を考える委員会 議事概要案

1. 日時：平成22年12月16日（木）13:30～16:30
2. 場所：中央合同庁舎第3号館10階・共用会議室A
3. 出席委員：養老委員長、天野委員長代理、青木委員、五十嵐委員、梅野委員、岡橋委員、川村委員、神田委員、小池委員、竹内委員、田瀬委員、中島委員、古瀬委員、益子委員、豆原委員（欠席委員：小玉委員、田村委員、永田委員）

4. 概要

<開会>

- ・事務局より、外部有識者（松本公一氏、福原庄史氏）の紹介、資料確認等。

<議題>

(1) 二地域居住・都市居住で“木の家づくり”が促進される社会の課題について

- 天野委員長代理より、「ロシアのダーチャ、ドイツのクラインガルテンに見た“二地域居住”と“木の家づくり”」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
 - ・ 二地域居住の実態を知るため、9月にロシアへ、10月にドイツへ行った。
 - ・ ロシアのダーチャは、もともと、ピョートルという皇帝が庭園を作る際に、家臣に土地を与えた（ダーチ）ことが始まりであり、スターリン、ゴルバチョフも引き継いだ。
 - ・ 現在では、都市に住む人が、自分で食糧を作る場として、また健康増進も目的として、少し離れたところに通っている。
 - ・ ドイツのクラインガルテンでは、産業革命時代に、子どもたちの健康を考えた1人の医師が小さな庭（クラインガルテン）を提唱したことが始まり。
 - ・ 都市の集合住宅の2階以上に住む者であれば、月に3000円ほどの費用で借りることが可能なクラインガルテンは、ドイツに120万あり、緑の都市政策として200年近く続いている。
 - ・ 直前には、韓国の正式視察団がクラインガルテンを見に来たとのことであり、同国は、安全な食糧の確保と、緑の政策を進めるのではないかと思ったところ。
 - ・ 小さな週末農業小屋という資料は、島根県吉賀町柿木村で、クラインガルテンの小屋をイメージして、県産材等の補助金を得て、500万円程度で作られたもの。
 - ・ 現在、日本にあるクラインガルテンは、月々3万5千円の使用料で5年間しか使えない。
 - ・ 5年間のために計210万円を使うのであれば、400～500万円位で、小さな木の家を自ら作った方がいいと思う人が多いのではないか。
 - ・ 一方で雇用の問題があるため、「森林・林業再生プラン」に従って、山から材を出す流れができ、若い人が林業に職を求めることができるようにする政策が必要だと思う。
- 松本公一氏（外部有識者／島根県農林水産部次長）より、「二地域居住型“市民農園”、“木の家づくり”に障害となっているものは何か」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
 - ・ 「地域活性化総合特区」の創設に向け、森里海連環「高津川流域ふるさと構想」を提案

しているところ。

- ・ 益田市、津和野町、吉賀町は、平成19・20年度「清流日本一」に選ばれた高津川が貫く地域で、30年前から有機農業に取り組むとともに、県内有数の施設園芸地帯。また、文化・観光資源も豊富。
 - ・ 現在、過疎化・高齢化が進み、農林水産業の後継者はもとより、地域そのものの担い手が不足。
 - ・ 特区制度で取り組む事項として、①農地・森林・家屋を所有者以外が長期にわたり経営管理を代行できる仕組みづくり、②農村定住・交流促進のための地域資源の有効活用、③高津川の水質浄化、水産資源の維持、④バイオマス資源の流域内での利活用、⑤企業のCSR活動による河川、森林整備、⑥古民家再生と景観形成、⑦有害鳥獣被害対策を考えている。
 - ・ 特に、②農村定住・交流促進のための地域資源の有効活用に関連して、二地域居住者を対象としたクラインガルテンの整備を進める際に、農地法に基づく農地取得の下限面積10アールの緩和、農地転用の都道府県知事の許可制度の見直し等を検討していく必要があるのではないか。
 - ・ その他、島根県では、有機農業の振興による農業の活性化に取り組んでおり、公立農業大学としておそらく全国初の有機農業コースによる担い手の育成や、技術支援、生産者・消費者の連携等を進める方向。
- 福原庄史氏（外部有識者／NPO 法人「ゆうきびと」代表）より、「有機農業 30 年の歴史を“二地域居住”や“都市から田舎への移住”に活かすために考えていること」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
- ・ 30年程前から、食べ物や住まいについては山村こそ豊かだと自慢できるような暮らし方、農業の仕方を求めてやってきたが、相変わらず人口が減少し、厳しい状況。
 - ・ 以前の一兼業農家は、農業をしながら、大工や左官、林業、炭焼き、椎茸作りなどで生活してきたが、高度成長以降、若者は町へ出て過疎になってきた。彼らをどのようにして村へ返すか。
 - ・ U・Iターンを促進するためには、現在の生活に見合う生活環境の整備、家の増改築やリフォームなどへの支援が課題となる。山村に入って田舎暮らしをしたいという人は、空き家への要望が強く、空き家を再生するための行政支援も課題。
 - ・ 特に森林の衰退は緊急の課題であり、Uターン、Iターン、二地域居住という多様な対応を想定しながら地域づくりを考えていきたい。
- 五十嵐委員より、「都市の中に木造住宅を建てやすくすることこそ“本丸”である」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
- ・ 土地所有権のあり方と建築のあり方、今の都市や農村を規定している根源的な問題を提起したい。
 - ・ 今から25年ほど前、1980年代の後半に起きたバブル経済は、土地所有権というオールマイティな権利が市場と結びついて発生した。

- ・ 望ましい土地所有の姿に近づけるために「土地基本法」を作ったが、約 20 年経過して全く違う現象が出てきている。土地所有権というのは万能ではなく、場合によってはお荷物となっている。
- ・ バブルは、都市が膨張するという前提で作られたある種の幻影だったが、都市の縮小が前提になるこれからの時代には、近代的土地所有権のレトリックは全く当てはまらないのではないか。
- ・ 森林、特に民有林が荒廃しているのは、土地所有権の所在がほとんどわからなくなっていることが根本的原因ではないか。相続を重ねるうちに山林の所有者が数十人、数百人にもなり、しかもほとんどの所有者が山の維持・管理には無関心。
- ・ 農地については、耕作放棄地がどんどん増え、また、大都市では、共同住宅や団地の居室を所有はしていても実際には使わないという現象が発生。
- ・ そもそも、「ワイマール憲法」において、土地所有権には義務が伴うことが規定され、公共の福祉による土地利用のコントロールが憲法レベルで確認された。それが延長されたのが、現在のヨーロッパやアメリカで、これらの国々では都市計画が厳格に運用されている。
- ・ 一方で、日本では、「憲法第 29 条」で土地所有権は絶対であると規定され、民法でも土地の使用、収益、処分は自由とされている。「都市計画法」も「建築基準法」も「森林法」も、いわば強大な土地所有権を前提に、これを少し規制するという考え方であり、さらに都市は膨張するという前提であったため、今の大都市と地方都市の差が経済力に応じて生まれたと感じている。
- ・ 人口縮小の時代に入り、究極的には憲法改正も必要だと思っているが、その前に、現代的な集団的土地利用のあり方を考え、「総有論」を提唱している。
- ・ 所有権には単独所有と共同所有があり、共同所有には、共有、合有、総有の三つがある。
- ・ 総有は、典型的には入会権、温泉権、財産区、漁業権などがあるが、これらは封建的な特質と結びついているため解体すべきだということになって、どんどん解体されてきた歴史がある。
- ・ しかし、みんなで土地を使用し、その利益を配分するというのは、人類にとって当たり前の姿であり、これをもう一度現代的に再構築するのが、現代総有論。
- ・ 耕作放棄地や限界集落、放棄され始めた共同住宅の再生は、所有形態を総有に切り替えて、自治体、NPO、組合などの主体が利用する形に切り替える必要がある。
- ・ 木造の密集地は火災・地震に弱いということで、都市の建物は、用途地域、容積率、防火地域等の制限により、都市の建物は、2 階建ての小さなものを除き、鉄骨や鉄筋コンクリートが前提とされている。
- ・ 先般制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」では、国は、木造の建築物に係る「建築基準法」等の規定の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとされたところであり、是非、実験等の成果を発表して国民に周知させてほしい。

- ・ 「建築基準法」の単体規定は国がナショナルミニマムとして定めておく必要があるが、集団規定は自治体に任せ、木造でなければ認めない地域等、自治体に建築許可権を与えるべき。
 - ・ また、「建築士法」についても、大工さんの技術を含めて、建築の本当の職能を活かすように見直すべきである。
- 神田委員より、「木造住宅の建築の推進に向け改善すべきこと」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
- ・ 戦後の経済成長の中で、一般の人が家を作ることが本来のあり方から逸脱した。
 - ・ 「建築基準法」が最低基準であることについて国民に十分な認識がない。
 - ・ 伝統的な木造の住宅等を豊かな生活に組み込んでいく仕組みや、自然とのふれあいや天然の材料の価値を見直すことが自然にできるような仕組みが必要。
 - ・ 戦後、「建築基準法」ができて、その中に在来軸組工法が位置付けられることによって、金物を使わない、土壁や貫を中心とする構造、石場建てという基礎に緊結しないが安定性を保つという特性を持つ伝統構法が認められず、伝統構法をゆがめてしまった。
 - ・ しかしながら、循環型社会の中で、新たに木材、木構造の価値を見直そうという流れが生まれている。
 - ・ 伝統構法について共通認識をまとめると、地球環境に適合、長寿命、維持管理がしやすい、再生・移築が可能、段階的に安全に対処、体系化された技術、地域づくりにつながる、といったことになるのではないか。
 - ・ 古い伝統木造の安全性が確かめられてきているので、無条件にということではなく、優秀な棟梁のもとで良いものを残す仕組みが必要ではないか。
 - ・ 2005年の構造計算書偽装事件により、法律で全て定める方向に進んでしまったが、市民の生き方、暮らし方を地域で選べるような仕組みが必要。
 - ・ 棟梁が、質の高い木造建築をつくるということであるとすれば、その人を認める仕組みの中から伝統木造を復権させるということが十分にあり得る。その際に、全国一律ではなく、地域毎の特徴を活かしたルールづくりが意味を持つのではないか。
 - ・ 短期的には、「基準法」の中に伝統木造を位置付け、基準を明示し、棟梁を認定することができるのではないか。
 - ・ 長期的には、「基準法」の上に、「建築基本法」を位置付け、建築の理念、関者の責務を明記することや、地域にふさわしい自然災害への保証制度、伝統木造基準の充実等が必要ではないか。
- 益子委員より、「建築家として当委員会に参加して想うこと」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
- ・ 日本の住宅、木造木質空間の変容と課題について、設計者の立場から話をしたい。
 - ・ 西欧の空間文化の影響により、従来の柱、梁等の部材架構がそのまま空間の基調デザインとなる和の「真壁」構成から、架構材が内に隠れる「大壁」構成へ大きく変化。

- ・ このことによって、木材の品質に求められる意味合いが次第に変わり、その骨格材において化粧材的な品質への意味合いが後退していった。
 - ・ 同時に、高度成長期に国産材価格が高騰し、外材への依存が急速に進んだ。
 - ・ 国産材活用上の課題としては、骨格材における間伐材等の利用やそのリーズナブルな価格のための生産・供給体制の整備、また造作用良材における現代的な利用形態の多様な開拓が望まれる。
 - ・ 住様式については、和風の住様式へのこだわりが後退して、和室が予備的な空間として、接客やセレモニーの場になり、さらにそれらの機能が住まいの外の施設等に移行してきた。
 - ・ また現代生活における家具や備品類のおびただしい増加の中で、生活背景としての住空間のあり方が変わり、木材の持つ表情の強さ、材の価格によって、木材の活用部位が限定されてきた。
 - ・ 現代的な住様式を前提として木質空間のありようを探り、広げることが我々の課題であり、現代の住まいに相応しい木材の内装材やその意匠的な表現の幅を広げること、一般の需要に応えるリーズナブルな価格への努力が必要。
 - ・ 断熱性や気密性については、省資源の観点から必要ではあるが、過度に追求されることにより、個々の住まいが閉じた方向に向かい、人たちが共に住む住空間としてのアメニティ意識の後退につながっているのではないか。
 - ・ 都市的な高密度環境や集合住宅においては、木材の使用はその可燃性がネックとなっており、木材需要を広げるためには、不燃化の取組が必要。
 - ・ 在来工法は、ツーバイフォー等の壁工法に比べて、リフォームの際の間取り転換に柔軟にも対応できるという特性を再認識すべき。
- 養老委員長より、「私の“現代の参勤交代論”を国の政策とされるときに留意していただきたいこと」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
- ・ クラインガルテンで自分で作業をすると、「手間」が高いということが感覚でわかるようになる。
 - ・ 人間の特徴は、「概念化」をすることだが、もうひとつ大事なことは「感覚」を大切にすること。
 - ・ 建物について、これまで無機的な空間が仕事だからと許容されてきたが、労働環境には問題があると感じており、どのような建物が感覚的にリラックスできるのかといった調査も必要ではないか。
 - ・ 過疎化に関しては、『デフレの正体』という本で藻谷氏が言っているように、全都道府県で、14歳から64歳までの労働生産人口が減っている。すなわち、「過疎は田舎だけではない」ことを常識とすべき。
- 自由討議
(豆原委員)
- ・ 伝統構法を残すという方向はないのか、益子委員にお聞きしたい。

(益子委員)

- ・ 木質空間に対する潜在的な需要は大きい、新建材に比べて価格的なバランスがネックとなっている。

(豆原委員)

- ・ 所有権絶対の仕組みをどのように突破すべきか、五十嵐委員にお聞きしたい。

(五十嵐委員)

- ・ たとえば、神奈川県真鶴町では、建ぺい率や容積率ではなく、「座れる階段」とか「大きな屋根」という言葉で建築基準を作っている。
- ・ 長野県では、前知事時代に、コモンズ論の基本構想を作り、土地や川や農地や山林についてコモンズ主体を定めて集団的に利用し、そこから得られる果実を集団的に分配することとしていた。
- ・ 国レベルでは、商店街の再生について、個別所有権を前提にすると商店街を再生できないということで、所有権は個別で持っているが、利用は共同でという方針が出ている。

(川村委員)

- ・ 「総有」について、歴史的な実態、あるいは、現在の農山村における資源管理とは齟齬があるのではないか。
- ・ 日本の入会（いりあい）には二つの特徴があつて、一つは離村失権、もう一つは権利主体が世帯であること。
- ・ 集落から誰もいなくなったら、入会権者がいない、すなわち離村失権の主体がないということが問題。
- ・ 一方で、1ターンが増えている集落もあり、1ターン者に入会権を与えるかどうか問題となるべきところであるが、1ターン者が入会権に興味を持たないことが問題。

(田瀬委員)

- ・ 松本さんの発表に、森林家屋について所有者以外が長期に経営管理を代行できる仕組みとあるが、本日の議論のようなことが意図されているのか。

(松本氏)

- ・ 所有者が不明であるといったところについて、例えば、行政が一定の要件のもとで管理を行えるようなことも考える必要があり、総合特区の提案の中では、法制度における規制緩和や財政的な支援について提案させていただいているところ。

(2) 第一次とりまとめ案について

- ・ 事務局より、資料9に基づき、第一次とりまとめ案について説明し、原案のとおり了承された。

(3) その他

- ・ 天野委員長代理より、参考資料に基づき、“木の家”耐震改修大勉強会 in 神戸について説明。

<閉会>